

『2014年版 司法試験 完全整理択一六法 民法』
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2014年11月1日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
71	図表中、「判例」「無権代理人が本人を相続した場合(*)単独相続」の表	(最判昭 37. 4. 20・百選 I 35 事件)	(最判昭 40. 6. 18)	2014. 10. 25
255	下から 6 行目	手段して債権譲渡・質入と ……	手段として債権譲渡・質入 と……	2014. 10. 24
607	<親権者となるべき者>の図表内における上から 13 行目	とができる (819Ⅲただし書、Ⅳ)	とができる (819Ⅲただし書、Ⅴ)	2014. 08. 09
641	上から 3 行目	……第 3 編第 1 章第 3 節 第 4 款第 2 目……	……第 3 編第 1 章第 3 節 第 4 款第 1 目……	2014. 08. 09
177	下から 2 行目	……することが でる 。……	……することが できる 。… …	2014. 06. 10
185	図表中の上から 6 行目(「解約その他の終了原因」)の「地上権」の欄	土地所有者の解約権なし	永小作権と同様(266 I)	2014. 06. 10
96	上から 15 行目	……準ずる消滅時効の効力が生ずる(最判昭 44. 11. 27)	……準ずる消滅時効 中断 の効力が生ずる(最判昭 44. 11. 27)	2014. 06. 02
76	上から 3 行目	(d)	(b)	2014. 05. 30
201	下から 4 行目	先取特権の優先権の順位、 売買の前後による。	先取特権の優先権の順位 は 、売買の前後による。	2014. 04. 08